

利用規約

本規約は、NPO 法人地域で育つ元気な子(以下「当法人」といいます。)が提供する「エンミチ文庫」(以下「本サービス」といいます。)を利用される際に適用されます。ご利用にあたっては、本規約をお読みいただき、内容をご承諾の上でご利用ください。

第1条(定義)

本規約の中で使用される以下の各用語は、次の通りとします。

1. 「一箱本棚」当法人がオーナーに貸す本棚
2. 「一箱本棚制度」当法人がオーナーに一箱本棚を貸し、当該オーナーが、当該一箱本棚を利用して、自身が所有する本及び音楽 CD(以下「本等」といいます。)を不特定多数の人の閲覧に供し、および利用会員に対して貸し出す制度
3. 「オーナー」オーナー登録し、当法人から本棚を借りた利用者
4. 「オーナー登録」オーナーとして利用登録をすること
5. 「オーナー料」オーナーが一箱本棚を賃借することに対して支払う賃料
6. 「利用会員」利用会員登録し、オーナーから本等を借りる利用者
7. 「利用会員登録」利用会員として利用登録をすること
8. 「利用者」オーナーおよび利用会員

第2条(規約の適用)

1. 本規約は、当法人が本サービスを提供する上で、利用者が本サービスの提供を受けるにあたっての諸条件を定めたものです。
2. 当法人は、本サービスの提供に関して、本規約のほか、本サービスの利用に関する個別規約その他のガイドライン等を定めることがあります。この場合、当該個

別規約その他のガイドライン等は、本規約の一部として利用者による本サービスの利用に優先して適用されるものとします。

3. 利用者は成年者のみとし、未成年者は利用者として登録はできないものとします。

第3条(本サービスの内容)

1. 当法人は一箱本棚に空きがある場合オーナーに対し、当該オーナーがオーナー登録をしている間、当法人が指定する一箱本棚を本等を置くことを目的として賃貸し、オーナーは当法人に対し、当該賃貸に係る賃料としてオーナー料を支払います。

2. オーナーは前項の賃貸を受けた一箱本棚に自ら所有する本等を置き、不特定多数の人に閲覧させることができます。

3. 利用会員は、利用会員として登録している間、前項の本等のうち他の利用会員に貸与されていないものについて当該本等を所有するオーナーから貸与を受けることができます。

4. オーナーは、第2項の本等を利用会員に対し無償で貸与するものとします。

5. オーナーは、第2項の本等が未成年者を含む不特定多数の人に閲覧され、破損又は紛失されることがあること及び第4項の貸与された本等が利用会員から返却されないことがあることを理解し、その責任については自ら負うことを承認します。

第4条(利用登録)

1. 利用会員になろうとする者は、氏名、電話番号、住所及びメールアドレスを登録書に記入し、当法人が指定する方法で、500円の登録料を支払い、当法人から、バーコード付きの会員証の交付を受けて利用会員登録を行います。

2. オーナーになろうとする者は、一箱本棚に空きがある場合、当法人が指定する方法で、オーナー料を支払い、当該支払いを行なった日が属する月の翌月1日付けでオーナー登録を行います。

3. 第1項の規定にかかわらず、オーナーは、当法人が指定する方法で、無料で、利用会員登録をすることができます。
4. 利用者は、登録事項について、当法人に対して正確かつ最新の情報を届け出なければなりません。
5. 利用者は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに、変更内容を当法人に届け出るものとします。
6. 登録内容が不正確若しくは虚偽であり、又は、変更内容について届出がされていないために、オーナーが損害又は不利益を被ったとしても、当法人は責任を負わないものとします。

第5条(オーナー料)

1. オーナー(オーナーとなろうとする者を含みます。以下本条において同じ。)は、当法人に対し、オーナー登録を開始した月からオーナー登録が終了した日が属する月まで、オーナー料を支払います。
2. オーナー料の月額、次のとおりです。
 - (1)最上段を除く一箱本棚の場合 一箱につき月額 2000 円
 - (2)最上段の一箱本棚の場合 一箱につき月額 1500 円
3. 前項及び次項の規定にかかわらず、オーナーは、次のとおり、前項各号所定の月額10か月分を支払うことで、当該支払いを行った日が属する月の翌月から1年分(当該支払いがオーナー登録と同時にされた場合は、当該支払いを行った日が属する月及び同月の翌月から1年分)の当該月額に対応する一箱本棚のオーナー料を支払うことができます。
 - (1)最上段を除く一箱本棚の場合 一箱につき年額 20000 円
 - (2)最上段の一箱本棚の場合 一箱につき年額 15000 円

4. オーナーは、オーナー登録を開始する月については、当該月の前月末日までに第1項のオーナー料を支払い、その他の月の分については、毎月末日までに翌月分のオーナー料を支払います。

5. オーナーは、月の途中でオーナー登録が終了した場合については当該終了をした日が属する月について、全額のオーナー料を支払うものとします。

第6条(支払方法)

1. 利用会員になろうとする者(オーナーが利用会員として登録する場合を除く。)は、深川えんみちにおいて、当法人に対し、現金で500円の登録料を支払います。

2. オーナー(オーナーになろうとする者を含む。以下本条において同じ。)は、当法人の次の口座に振り込む方法でオーナー料を支払うものとします。

金融機関名: PayPay 銀行

支店名: ビジネス営業部

預金種類: 普通預金

口座番号: 7613109

口座名義人: 特定非営利活動法人 地域で育つ元気な子 エンミチ文庫

(トクヒチイキデソダツゲンキンナコエンミチブンコ)

3. 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるオーナーは、深川えんみちにおいて、当法人に対し、現金でオーナー料を支払うものとします。

第7条(置くことができない本等)

オーナーは、次に該当する本等については、当法人から貸与を受けた一箱本棚に置くことはできません。

(1) わいせつ、児童ポルノをはじめとする性的興奮の喚起を目的としたもの。

- (2) 児童虐待に相当する内容の書籍。
- (3) 死、暴力、医療処置、深刻な外傷などを写実的かつ詳細に描写するもの。
- (4) 自殺・自傷行為・薬物乱用などを美化・誘発・助長する恐れのある内容の書籍。
- (5) 特定の宗教または組織、団体等に関する布教活動、勧誘等を目的としたもの。
- (6) その他、当法人が不適切と判断する内容の書籍。

第8条(本等の貸出)

1. 利用会員は、深川えんみちに設置された専用の端末で貸出の登録をして、オーナーが一箱本棚に置いた本等を当該オーナーから貸出を受けることができます。
2. 前項の貸出の期間は貸出を受けた日から14日間とし、利用会員は、貸出を受けた日から数えて14日目までに、当該貸出に係る本等を、深川えんみちに設置された専用の端末で登録をして、当該本等が設置されていた一箱本棚に返却します。
3. 利用会員が前項の期間の末日の翌日から14日間を経過したにもかかわらず貸出を受けた本等を返却しない場合、オーナーは、当法人に対し、当該利用会員宛ての返却を督促するはがき(以下本条において「督促はがき」といいます。)の作成を申請することができます。当法人は、当該申請を受けた場合、当該本等を貸し出したオーナーに対し、当該利用会員宛ての督促はがきを交付します。当該交付を受けたオーナーは、当該督促はがきに当該本等のタイトルと当該オーナーの屋号を記載して、当法人に当該はがきの発信を委託します。当法人は当該委託を受けた場合、当該督促はがきの表部分に当該返却をしない利用会員の住所、氏名等の個人情報を記載し、当該督促はがきを当該利用会員に宛てて速やかに郵便で発信します。
4. 督促はがきの発信をされた利用会員が当該発信の日から1か月以内に当該はがきに記載された本等を返却しない場合、当法人は、当該利用会員の利用会員登録を終了することができます。
5. 当法人は、前項の利用会員登録を終了した利用会員に対し、登録料の返金は一切しません。

第9条(利用者の責任および注意義務)

1. オーナーは、善良な管理者の注意をもって、法人から貸与を受けた一箱本棚を管理し、自己の責任に基づき、当該一箱本棚に置いた本等に関する管理を行い、当法人は、当該管理(オーナーが貸出した本等の返却に係る管理を含む。)に関し何ら責任を負いません。
2. 利用会員は、善良な管理者の注意をもってオーナーから貸与を受けた本等を管理および閲覧し、当該本等を滅失・毀損した場合、資料紛失届の手続きをし、当該本等と同一の本等で新品のものの所有権を取得した上で、当該本等をオーナーに無償で譲渡するものとします。絶版等の理由で当該新品のものを購入できない場合は、当該利用会員は、当法人が指定する同額の代替資料の所有権を取得した上で、当該資料を当該本等を所有するオーナーに無償で譲渡するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、前項の滅失・毀損が天災又は災害による場合、利用会員は、当該天災又は災害に係る罹災証明書を当法人に提出することで前項の無償譲渡の責任を免れることができます。
4. 第2項の規定にかかわらず、第2項の滅失が盗難による場合、利用会員は、盗難の届出が警察になされており、かつ、盗難につき当該利用会員に過失がないときは、第2項の無償譲渡の責任を免れることができます。
5. 利用者は、本等の管理、貸借関係及び閲覧に関連し生じた紛争について、自らの責任をもって、対処し、当法人は、当該紛争に関し一切責任を負いません。
6. 利用者は、本サービス利用中に知り得た他の利用者に関する情報について、守秘義務を負うものとします。利用者は、これらの情報につき、本サービスの利用以外の目的での使用、第三者に対する開示または漏洩、当法人の許可なく複製・複写のいずれもしてはならず、また、本サービスの利用終了後は、速やかに当該他の利用者のこれらの情報を破棄しなければなりません。
7. 利用者は、その行為により当法人に損害を与えた場合は、当法人が当該利用者に対して損害賠償を請求する権利を有することを認めます。

第 10 条(破損および紛失に関する免責)

1. 一箱本棚オーナー制度を利用して、貸し出される本等には、貸出および閲覧時に、破損又は紛失の可能性があるものとし、当法人は一切の責任を負わないものとします。
2. 火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本等が破損又は紛失した場合、当法人は一切の責任を負わないものとします。

第 11 条(解約)

1. 当法人は、いつでもオーナーとして不適切な行為があったと判断した場合、当法人とオーナーとの間の一箱本棚にかかる賃貸借を解約し、オーナー登録を終了させることができるものとします。当該終了をさせた場合、オーナーは、当法人に対し貸与を受けた一箱本棚を原状に復して返却し、当法人は、当該オーナーが当法人に支払ったオーナー料の返金を一切行わないとします。オーナーが当該返却をしない場合、当法人は、当該一箱本棚に置かれている本等を撤去し、当該一箱本棚を返却させることができるものとし、当該本等は、当法人に寄贈されたものとみなします。
2. オーナーは、一箱本棚にかかる賃貸借を解約し、当該一箱本棚にかかるオーナー登録を終了させることができます。オーナーは、当該解約をしようとする場合、当該解約をしようとする月の15日までに当法人に対し、当該解約を申し出なければなりません。当該申出をしたオーナーは、当該申出があった月の末日までに当法人に対し、当該解約にかかる一箱本棚を原状に復して返却することにより、当該末日付けで、当法人との間の一箱本棚にかかる賃貸借を解約し、当該一箱本棚にかかるオーナー登録を終了させることができます。当該解約をしようとするオーナーは、当該解約を申し出た日が属する月の 16 日以降、新たに本等の貸し出しをすることができません。
3. オーナーがオーナー料を支払った後に前項の解約を行った場合、当法人は、当該オーナーが当法人に支払ったオーナー料の返金は一切行いません。ただし、当該オーナーが第 5 条第 4 項所定の年払いのオーナー料を支払っている場合において、やむを得ない事情があるときは当該オーナーが一箱本棚を返却した日が属する

月の翌月から年払いのオーナー料が支払われている期間の末月までの月数に当該年払いのオーナー料を乗じ、12で除した額を返金します。

4. オーナー料が2ヶ月以上滞納された場合、当法人は、当法人とオーナーとの間の一箱本棚にかかる賃貸借を解約し、オーナー登録を終了させることができます。この場合、当法人は、当該一箱本棚に置かれている本等を撤去し、当該一箱本棚を返却させることができるものとし、当該本等は、当法人に寄贈されたものとみなします。

第 12 条(知的財産権及びコンテンツ)

本サービスを構成する全ての素材に関する著作権を含む知的財産権その他の一切の権利は、当法人又は当該権利を有する第三者に帰属しています。利用者は、本サービスの全ての素材に関して、一切の権利を取得することはないものとし、権利者の許可なく、素材に関する権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。本規約に基づく本サービスの利用の許諾は、本サービスに関する当法人又は当該権利を有する第三者の権利の使用許諾を意味するものではありません。

第 13 条(利用者へのお知らせ)

1. 当法人は、利用者へ、当法人が提供するサービスの最新情報やイベントのお知らせのために定期的又は不定期にメールの配信、SNS(Instagram、Facebook、Line Open Chat など)への投稿を行います。
2. 当法人およびオーナーは、SNS への投稿において、個人が特定される情報を開示しないものとします。

第 14 条(サービスの内容の変更、追加、停止)

当法人は、利用者へ事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更、追加又は停止する場合があります。利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 15 条(個人情報)

1. 当法人は、本サービスの申込または利用等を通じて当法人が知り得た利用様の個人情報(以下「個人情報」といいます。)について、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 利用者は、利用者の個人情報を当法人が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。

(1) 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため

(2) 本サービスの運営上必要な事項を利用者に知らせるため

(3) 本サービスその他当法人の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため

(4) 本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため

(5) 関連サービスや商品の情報を提供するため

3. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当法人は利用者様の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

(1) 利用者または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合

(2) 裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合

(3) 当法人が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合。

第 16 条(禁止事項)

1. 利用者は、次の行為を行うことはできません。

- (1) 本サービスの運営を妨げ、又はそのおそれのある行為
- (2) 他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為
- (3) 本サービスにかかる著作権その他の権利を侵害する行為
- (4) 当法人、他の利用者又は第三者の権利又は利益(名誉権、プライバシー権及び著作権を含みますが、これらに限られません。)を侵害する行為
- (5) 公序良俗その他法令に違反する行為及びこれに違反する恐れのある行為
- (6) 本規約に違反する行為
- (7) 前各号の他、本サービスの趣旨に鑑みて当法人が不適切と判断する行為

2. 利用者が前項に定める行為を行ったと当法人が判断した場合、当法人は、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の利用停止その他当法人が必要かつ適切と判断する措置を講じることができます。本項の措置により利用者に生じる損害又は不利益について、当法人は、一切の責任を負わないものとします。

第 17 条(反社会的勢力の排除)

利用者は、当法人に対し、次の事項を確約します。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。

2. 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと。

3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

(1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第 18 条(免責事項)

1. 天災地変、戦争、テロ行為、暴動、労働争議、伝染病、法令の制定改廃、政府機関の介入その他不可抗力により、本サービスの全部又は一部の停止、中断、遅延が発生した場合、当法人は、利用者に生じた損害又は不利益について一切責任を負いません。

2. 利用者は、通信回線やコンピュータの障害、システムメンテナンスその他の事由による本サービスの全部又は一部の停止、中断、遅延が起こり得ることを理解しているものとし、当法人は、これらにより利用者に生じた損害又は不利益について一切責任を負いません。また、利用者の利用環境によって生じた損害又は不利益について、当法人は一切責任を負いません。

3. 当法人は、以下の掲げる事項について、明示的にも黙示的にも保証しません。

(1) 本サービスの内容及び本サービスを通じて提供される情報の、有用性、完全性、正確性、最新性、信頼性、特定目的への適合性。

(2) 本サービスで提供される情報が第三者の権利を侵害しないものであること。

(3) 本サービスが将来にわたって存続し続けること。

4. 当法人は、理由の如何を問わず、データ等の全部又は一部が滅失、毀損、又は改ざんされた場合に、これを復元する義務を負わないものとし、当該滅失、毀損、又は

改ざんにより利用者又は第三者に生じた損害等について一切の責任を負わないもの
とします。

5. 当法人は、利用者による本サービスの利用に関連して、利用者に対して責任を負
う場合には、該当の商品等の価額過去 12 ヶ月間に利用者が当法人に支払った対価
の金額 10,000 円を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間
接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する
責任を負わないものとします。

6. 本条の他の条項にかかわらず、本サービスに関する当法人と利用者との間の契
約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合であって、かつ、当法人の故意又
は重過失に起因するときは、免責規定は適用されません。

第 19 条(秘密保持)

利用者は、本サービスの利用にあたり、当法人より開示を受け、又は知り得た一切
の情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならず、本サービスの利用以外の
目的に使用してはなりません。

第 20 条(当法人からの通知)

1. 当法人から利用者に対して通知を行う場合、利用者が登録した電子メールアドレ
ス宛に電子メールを送信する方法、本サービスに係るウェブサイト上への掲示その他
当法人が適当と判断する方法により行うものとします。

2. 当法人が通知を行う場合において、前項の電子メールアドレス宛に送信した場合、
当該電子メールアドレスのメールサーバーに記録された時点で、当法人の通知は利
用者に到達したものとみなします。

3. 利用者は、第 1 項の電子メールアドレスに変更がある場合、速やかに当法人に通
知するものとします。本項の変更の通知を受けるまでに当法人が変更前の電子メー
ルアドレス宛に送信した通知は、その発信の時点で利用者に到達したものとみなし
ます。

4. 利用者が前項に定める通知を怠ったことにより、利用者に損害又は不利益が生じたとしても、当法人は何らの責任を負いません。

第 21 条(第三者との紛争)

1.本サービスに関連して利用者と第三者間で発生した紛争については、利用者は自らの費用と責任で解決するものとし、当法人は一切の責任を負わないものとします。

2. 前項に関し、当法人が損害(弁護士費用を含みます。)を被った場合、利用者は当該損害を賠償するものとします。

第 22 条(権利義務の譲渡禁止)

利用者は、本規約に基づく契約上の地位及びこれにより生じる権利義務の全部または一部について、当法人の書面による事前の承諾なく、第三者に対し、譲渡、移転、担保権の設定その他の処分をすることができません。

第 23 条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項が利用者との本規約に基づく契約に適用される法令に違反し、無効とされる場合、当該条項は、その違反とされる限りにおいて、当該利用者との契約には適用されないものとします。この場合でも、本規約の他の条項の効力には影響しません。

第 24 条(本規約の変更)

当法人は、本規約を変更する必要がある場合には、民法第 548 条の 4(定型約款の変更)に基づき、本規約を変更することができます。本規約を変更する場合、当法人は、その効力発生日を定め、効力発生日までに、電子メールの送信その他適切な方法により次の事項を周知するものとします。

- (1) 本規約を変更する旨
- (2) 変更後の本規約の内容
- (3) 効力発生日

第 25 条(準拠法、裁判管轄)

- 1.本規約は、日本法に準拠して解釈されます。
- 2.当法人及び利用者は、本サービスに関し、当法人と利用者との間で生じた紛争の解決について、利用者は商品等の引渡しを受けた日から東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。